第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

　（宛先）出水市長

移住支援金交付申請書

移住支援金を交付くださるよう、出水市補助金等交付規則第３条及び出水市移住支援金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 年　　月　　日 |
| 住所 |  | 電話  番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　移住支援金の内容（該当する欄に〇を付けてください。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 移住支援金の  種類 |  | 就業 |  | 起業 |  | テレ  ワーク |
| 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない。） | | | | 人 | うち１８歳未満 | | | | | | 人 |

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「移住支援金の交付申請に関する制約事項」に記載された内容について |  | Ａ　誓約する |  | Ｂ　誓約しない |
| 別紙２「鹿児島県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ　同意する |  | Ｂ　同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、出水市に居住し、かつ、就業・起業する意思について |  | Ａ　意思がある |  | Ｂ　意思がない |
| （就業の場合のみ記載）  就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ　３親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ　３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）  出水市への移住の意思について |  | Ａ　自己の意思である |  | Ｂ　所属からの命令である |

※　各種確認事項のＢに○を付けた場合は、移住支援金の対象となりません。

４　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |

５　東京２３区への在勤履歴（東京２３区の在勤者に該当する場合のみ記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 勤務地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※　５年以上の在勤履歴を記載してください。

※　東京２３区への在勤後、移住前に東京２３区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

６　移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年　　　回程度　／　行くことはない　／　その他（　　　　　） |

７　添付書類

⑴　本人であることを確認できる書類

⑵　移住先の住民票の写し及び移住元の住民票の除票の写し

⑶　卒業証明書等のうち、在学期間及び卒業校を確認できるもの（大学等の

在学期間を就業期間に参入する場合）

⑷　移住元での在勤地及び就業期間並びに雇用保険の被保険者であったことを確認で

きるもの（東京２３区以外の東京圏から東京２３区内に通勤していた場合）

⑸　開業届出済証明書等のうち、移住元での在勤地を確認できるもの及び個人事業等

の納税証明書のうち、移住元での在勤期間を確認できる書類（東京２３区以外の東

京圏から東京２３区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合）

⑹　就業証明書(移住支援金の申請用)(第2号様式)又は起業支援金の交付の決定を受

けていることを確認できる書類

⑺　その他市長が必要と認める書類

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（鹿児島県及び出水市使用欄） |  |

（別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　鹿児島県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び出水市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、出水市移住支援金交付要綱第１０条の規定に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

⑴　移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

⑵　移住支援金の申請日から３年未満に出水市以外の市区町村に転出した場合：全額

⑶　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

⑷　実施要領に基づく起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

⑸　移住支援金の申請日から３年以上５年以内に出水市以外の市区町村に転出した場合：半額

（別紙２）

鹿児島県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　鹿児島県及び出水市は、鹿児島県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、鹿児島県及び出水市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、鹿児島県及び出水市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県若しくは他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。